

一般社団法人 国際建造物保全技術協会 2025 年度資格試験 受験のご案内



一般社団法人
国際建造物保全技術協会

理事長 植野 芳彦

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本協会の資格『建造物保全技術者』、『建造物保全上級技術者』『建造物保全監理士』の取得を希望する方に下記の通り、試験のご案内をさせていただきます。

『建造物保全技術者』、『建造物保全上級技術者』、『建造物保全監理士』は、表のように国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」に登録されています。

受験申し込み後、受験までに web 講義ストリーミング配信および配信テキスト（ダウンロード）での自習とし、試験のみ会場で実施いたします。

『建造物保全技術者』、『建造物保全上級技術者』は東京会場、京都の2会場で選択、『建造物保全監理士』は東京会場のみとなります。

皆様の参加をお待ちしております。

敬具

登録番号	資格の名称	資格が対象とする区分		
		施設分野	業務	知識・技術を求める者
第 222 号	建造物保全技術者	橋梁 (コンクリート橋)	点検	担当技術者
第 225 号	建造物保全上級技術者	橋梁 (コンクリート橋)	診断	担当技術者
第 354 号	建造物保全技術者 (トンネル)	トンネル	点検	担当技術者
第 355 号	建造物保全上級技術者 (トンネル)	トンネル	診断	担当技術者
第 365 号	建造物保全監理士 (橋梁)	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者
第 366 号	建造物保全監理士 (トンネル)	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・ 照査技術者

1. 受験

以下の方が対象となります。

① 『建造物保全技術者』 受験者

建造物に関する点検・調査等の実務経験を5年以上有する者。

② 『建造物保全上級技術者』 受験者

建造物保全技術者資格の取得後、3年の実務経験が必要です。なお、(公社)日本コンクリート工学会のコンクリート診断士、また技術士を取得していれば、直接、受験出来ます。

③ 『建造物保全監理士』 受験者

建造物の設計・施工・維持管理のライフサイクル全般にわたり、アドバイス、マネジメントができる「博士」または「技術士」を有する技術者。

2. 日程

受験申し込み後、2025年9月中旬にweb講義ストリーミング配信およびテキストのダウンロードを開始いたしますので、受験までに自習をお願いします。

なお、上記のwebアドレスは、受験申込後、メールにて連絡します。

『建造物保全技術者』、『建造物保全上級技術者』 受験者

●筆記試験

試験日時：2025年11月14日(金) 13:20~16:30

会場：東京会場、京都会場

内 容	時 間
受 付	13:00~
試験説明	13:20~13:30
試 験 専門問題	13:30~16:30

『建造物保全監理士』 受験者

(建造物保全監理士(橋梁)、建造物保全監理士(トンネル))

●筆記試験

試験日時：2025年11月14日(金) 9:50~16:30

会場：東京会場

内 容	時 間
受 付	9:30~
試験説明	9:50~10:00
試験(午前) 専門問題	10:00~12:00
試験(午後) 経験問題	13:30~16:30

●面接試験

筆記試験合格者に対し、2026年1月から3月までの1日間で実施する、口頭試験の日時・試験場所について別途通知いたします。

3. 受験手続

申し込みは、2025年9月1日（月）～10月31日（金）の期間内に、以下の国際建造物保全技術協会ホームページ画面にて申込み後、返信メールの指示に従い、『資格審査申請書』を提出して下さい。なお、『資格審査申請書』は、ホームページよりダウンロードできます。

ホームページ：<https://isma.or.jp/shikaku/>

※お問い合わせはお手数ですが、下記のE-mailをご利用下さい。

一社団法人 国際建造物保全技術協会 事務局 担当：舟川

E-mail info@isma.or.jp

4. 受験料

受験申し込み後、2025年11月7日（金）までに下記にお振込みをお願い致します。

社）国際建造物保全技術協会

三井住友銀行 新宿西口支店 普通 2620086

*振込手数料は、ご負担ください。なお、受験料は主催者側の理由により中止する以外は返金致しません。

(円)

種 別	協会会員会社	一般
『建造物保全技術者』 『建造物保全上級技術者』 受験料	10,000	15,000
『建造物保全監理士』 受験料	15,000	20,000

5. 合格発表

- (1) 合格発表は、2026年3月末予定。
- (2) 合否の通知を本人宛てに連絡します。

6. 「資格証」の交付等

- (1) 「資格証」の交付時期は2026年4月上旬の予定です。
- (2) 認定期間は2026年4月1日から3年間となります。

【東京会場】

会 場：アーバンネット神田カンファレンス 2B会議室

所在地：東京都千代田区内神田 3-6-2 アーバンネット神田ビル

電 話：03-3526-6800

※ JR 神田駅 西口（徒歩 1 分）

東京メトロ神田駅 1 番出口（徒歩 2 分）



【京都会場】

会 場：SBL 烏丸会議室 中会議室

所在地：京都市中京区新町通錦小路上る 百足屋 390-4 STYLE BLDG

電 話：080-3802-8071

※地下鉄烏丸線 四条駅 徒歩 7 分

阪急京都線 烏丸駅 徒歩 5 分



●出題範囲

『建造物保全技術者』、『建造物保全上級技術者』

出題範囲は、以下の通りとする。受験申し込み後、ダウンロードにより協会テキストを取得し、学習すること。

- ①法令に関する知識
- ②技術基準、マニュアル等に関する知識
- ③コンクリート等に関する工学的基礎知識
- ④点検技術、点検方法に関する知識
- ⑤診断技術、診断方法に関する知識

【参考資料】

- コンクリート診断技術 '24：日本コンクリート工学会
- コンクリート技術の要点 '23：日本コンクリート工学会
- 橋梁定期点検要領：国土交通省 道路局 国道・技術課、令和6年7月
- 道路橋定期点検要領：国土交通省 道路局、令和6年3月
- 道路構造物管理実務者研修（橋梁初級Ⅰ）道路橋の定期点検 に関するテキスト：国土交通省 国土技術政策総合研究所、国総研資料 第829号、平成27年3月
公開先リンク：国土技術政策総合研究所のホームページ
<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryoku/tnn/tnn0829.htm>

『建造物保全監理士』

・専門問題

文部科学省ホームページ「総合技術監理部門の技術体系（キーワード）について」内、

[総合技術監理部門 キーワード集 2025 \(PDF:513KB\)](#) 

リンク先

https://www.mext.go.jp/content/20241115-mxt_kiban02-000038842_07.pdf

に基づき、学習すること。

・経験問題

提出した資格申請書 「業務内容の詳細」に基づき、3000文字程度の記述となる。

●本制度の主な特徴

①資格の区分

本資格制度は、資格を3つのレベルに分け、それぞれの資格の名称と要求される専門的能力を以下のように規定しています。

資格レベルにより可能な技術的事項

資格レベル	可能な技術的事項	備 考
建築物保全技術者	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の維持管理に関する点検・調査の実務及び現場管理 	建築物の点検・調査等を行う「建築物保全の実務技術者」 <ul style="list-style-type: none"> 経験と専門的な知識を生かし、建築物の維持管理における点検・調査を実施する能力を有する技術者。 建築物の補修・補強技術に関して専門的知識を有する技術者。 5年の実務経験で受験資格。
建築物保全上級技術者	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の点検・調査結果の診断・評価 保全技術者の指導、助言 	建築物の診断・評価を行う「建築物保全の診断技術者」 <ul style="list-style-type: none"> 「建築物保全技術者」の上位資格として、建築物保全技術者が点検・調査した結果について、建築物の妥当性、健全度等を判断できる能力を有する技術者。 コンクリート診断士レベルの能力を有する技術者。 「建築物保全技術者」資格取得後、3年以上の実務経験と別途定める研鑽ポイントの実績で受験資格。なお、(公社)日本コンクリート工学会のコンクリート診断士、また技術士を取得していれば、直接、受験可能とする。
建築物保全監理士	<ul style="list-style-type: none"> 建築物保全に関する全体監理・LCCマネジメント 保全技術者、保全上級技術者の指導、教育 	建築物のライフサイクルに精通した「建築物保全の監理技術者」 <ul style="list-style-type: none"> 「建築物保全技術者」「建築物保全上級技術者」を指導する立場の技術者。 建築物の設計・施工・維持管理のライフサイクル全般にわたり、アドバイス、マネジメントができる能力を有する技術者。 技術士・博士レベルの能力を有する技術者。(技術士または博士号の保有者)

②資格の更新

資格習得後の有効期間3年間です。3年を経る前に更新講習等を受講し、当該期間の活動等を考慮して、理事会が承認したものに更新を許可します。